

2021年 3月31日

原子力規制委員会 原子力規制庁  
緊急事案対策室長 殿

東北電力株式会社  
執行役員 原子力本部  
原子力部長 金澤 定男

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（連絡）

弊社より2020年8月17日付けで届け出ました「女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画」につきまして、関係自治体の組織改編に伴い、2021年4月1日より通報連絡先を一部変更いたします。

本件は、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に基づく軽易な変更の扱いとして、次回修正までの期間については、添付のとおり読み替えにより運用することと致しますのでご連絡させていただきます。

以上

添 付

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

# 女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

女川原子力発電所 原子力事業者防災業務計画について下記のとおり読み替えを行う。

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p style="text-align: center;">別図 2 - 5 警戒事象発生時の連絡経路</p>	<p style="text-align: center;">別図 2 - 5 警戒事象発生時の連絡経路</p>	<p>宮城県の組織改編に伴う、通報連絡先の変更</p> <p>登米市の組織改編に伴う、通報連絡先の変更</p>
<p> <span style="border-bottom: 1px dashed black; display: inline-block; width: 1em;"></span> : ファクシミリによる送信  <span style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 1em;"></span> : 電話等による連絡                      ※1 : 事故現地警戒本部が設置されている場合に限る。                      ※2 : 発電所警戒対策本部を設置していない場合、発電所警戒対策本部情報班長は連絡責任者、発電所警戒対策本部長は原子力防災管理者とする。                 </p>	<p> <span style="border-bottom: 1px dashed black; display: inline-block; width: 1em;"></span> : ファクシミリによる送信  <span style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 1em;"></span> : 電話等による連絡                      ※1 : 事故現地警戒本部が設置されている場合に限る。                      ※2 : 発電所警戒対策本部を設置していない場合、発電所警戒対策本部情報班長は連絡責任者、発電所警戒対策本部長は原子力防災管理者とする。                 </p>	

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>別図2-6 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (1/2)</p> <p>(1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p> <p>事象発見者 (発電課長等) → 発電所対策本部情報班長 ※3 → 発電所対策本部長 (原子力防災管理者) ※3 → 本店連絡責任者</p> <p>事象発見者 (発電課長等) → 宮城県環境生活部原子力安全対策課 (宮城県知事) → 宮城県環境放射線監視センター → 女川町企画課 (女川町長) → 石巻市総務部危機対策課 (石巻市長) → 石巻市各総合支所地域振興課 → 登米市総務部防災課 (登米市長) → 東松島市総務部防災課 (東松島市長) → 涌谷町総務課 (涌谷町長) → 美里町防災管財課 (美里町長) → 南三陸町総務課 (南三陸町長) → 石巻警察署 → 石巻地区広域行政事務組合消防本部 → 石巻労働基準監督署 → 宮城海上保安部警備救難課 → 女川原子力規制事務所 → 東北経済産業局 総務企画部総務課 → 内閣府 (内閣総理大臣) → 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室 (原子力規制委員会) → オフサイトセンター (事故現地警戒本部) ※1 → 宮城県警戒本部 ※2 → 女川町警戒本部 ※2 → 石巻市警戒本部 ※2 → 登米市警戒本部 ※2 → 東松島市警戒本部 ※2 → 涌谷町警戒本部 ※2 → 美里町警戒本部 ※2 → 南三陸町警戒本部 ※2 → 宮城県警察本部 → 陸上自衛隊 東北方面総監部防衛部 → 陸上自衛隊 第6師団司令部 → 航空自衛隊 第4航空団司令部 → 海上自衛隊 横須賀地方総監部 → 内閣官房 → 内閣府 政策統括官 (原子力防災担当) 付 → 資源エネルギー庁 原子力政策課</p> <p>※1 : 事故現地警戒本部が設置されている場合に限る。                  ※2 : 警戒本部が設置されている場合に限る。                  ※3 : 発電所対策本部を設置していない場合、発電所対策本部情報班長は連絡責任者または発電所警戒対策本部情報班長、発電所対策本部長は原子力防災管理者または発電所警戒対策本部長とする。</p>	<p>別図2-6 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (1/2)</p> <p>(1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p> <p>事象発見者 (発電課長等) → 発電所対策本部情報班長 ※3 → 発電所対策本部長 (原子力防災管理者) ※3 → 本店連絡責任者</p> <p>事象発見者 (発電課長等) → 宮城県復興・危機管理部原子力安全対策課 (宮城県知事) → 宮城県環境放射線監視センター → 女川町企画課 (女川町長) → 石巻市総務部危機対策課 (石巻市長) → 石巻市各総合支所地域振興課 → 登米市総務部総務課 (登米市長) → 東松島市総務部防災課 (東松島市長) → 涌谷町総務課 (涌谷町長) → 美里町防災管財課 (美里町長) → 南三陸町総務課 (南三陸町長) → 石巻警察署 → 石巻地区広域行政事務組合消防本部 → 石巻労働基準監督署 → 宮城海上保安部警備救難課 → 女川原子力規制事務所 → 東北経済産業局 総務企画部総務課 → 内閣府 (内閣総理大臣) → 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室 (原子力規制委員会) → オフサイトセンター (事故現地警戒本部) ※1 → 宮城県警戒本部 ※2 → 女川町警戒本部 ※2 → 石巻市警戒本部 ※2 → 登米市警戒本部 ※2 → 東松島市警戒本部 ※2 → 涌谷町警戒本部 ※2 → 美里町警戒本部 ※2 → 南三陸町警戒本部 ※2 → 宮城県警察本部 → 陸上自衛隊 東北方面総監部防衛部 → 陸上自衛隊 第6師団司令部 → 航空自衛隊 第4航空団司令部 → 海上自衛隊 横須賀地方総監部 → 内閣官房 → 内閣府 政策統括官 (原子力防災担当) 付 → 資源エネルギー庁 原子力政策課</p> <p>※1 : 事故現地警戒本部が設置されている場合に限る。                  ※2 : 警戒本部が設置されている場合に限る。                  ※3 : 発電所対策本部を設置していない場合、発電所対策本部情報班長は連絡責任者または発電所警戒対策本部情報班長、発電所対策本部長は原子力防災管理者または発電所警戒対策本部長とする。</p>	<p>宮城県の組織改編に伴う、通報連絡先の変更</p> <p>登米市の組織改編に伴う、通報連絡先の変更</p>

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>別図2-7 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路 (1/2)</p> <p>(1) 発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先および                      原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先                      → : 電話等によるファクシミリ着信の確認                      (原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行う場合に限る。                      それ以外の場合、電話等による連絡とする。)                      ..... : ファクシミリによる送信                      ——— : 電話等による連絡                      ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。                 </p>	<p>別図2-7 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路 (1/2)</p> <p>(1) 発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先および                      原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先                      → : 電話等によるファクシミリ着信の確認                      (原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行う場合に限る。                      それ以外の場合、電話等による連絡とする。)                      ..... : ファクシミリによる送信                      ——— : 電話等による連絡                      ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。                 </p>	<p>宮城県の組織改編に伴う、通報連絡先の変更</p> <p>登米市の組織改編に伴う、通報連絡先の変更</p>